維持管理情報

岩手工場　　1／2

施設の操業状況に関する情報			2024年											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中の燃焼ガス温度		（1）測定位置	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
（廃掃法施行規則第4条の5の2及び		（2）測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
第12条の7の2 ト）		（3）測定結果（℃）	880	870	860	880	880	870	※1	860	900	900	870	880
集塵器に流入する燃焼ガス温度		（1）測定位置	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
（廃掃法施行規則第4条の5の2及び		（2）測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
第12条の7の2 リ）		（3）測定結果（℃）	98	100	101	102	102	103	※1	96	97	96	97	98
煙突から排出されるCO濃度		（1）測定位置	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④
（廃掃法施行規則第4条の5の2及び		（2）測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
第12条の7の2 ヲ）		（3）測定結果（%）	0.236	0.297	0.255	0.32	0.201	0.218	※1	0.131	0.179	0.189	0.197	0.161
焼成炉中の温度		（1）測定位置	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
（廃掃法施行規則第4条の5の2及び		（2）測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
第12条の7の2 ツ）		（3）測定結果（℃）	1240	1270	1290	1220	1170	1240	※1	1330	1280	1260	1260	1250
排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日			連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	※1	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し
（廃掃法施行規則第4条の5の2及び第12条の7の2 ヌ）														
ダイオキシン類濃度		（1）排ガスの採取位置	－	－	⑥	－	－	⑥	⑥	－	⑥	－	－	⑥
（廃掃法施行規則第4条の5の2及び		（2）排ガスの採取年月日	－	－	6月20日	－	－	9月9日	※1	－	12月10日	－	－	3月12日
第12条の7の2 ル）		（3）測定結果を得た年月日	－	－	7月12日	－	－	10月3日	※1	－	2月6日	－	－	4月8日
廃掃法規定 0.1ng-TEQ/m3N以下		（4）測定結果（ng-TEQ/m^3N）	－	－	0.00250	－	－	0.0000021	※1	－	0.00035	－	－	0.00050
ばい煙	硫黄酸化物	（1）排ガスの採取位置	⑥	－	⑥	－	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	－	⑥	－
		（2）排ガスの採取年月日	4月4日	－	6月20日	－	8月2日	9月9日	※1	11月26日	12月10日	－	2月27日	－
（廃掃法施行規則		（3）測定結果を得た年月日	4月26日	－	7月4日	－	8月20日	9月24日	※1	12月11日	12月20日	－	3月14日	－
第4条の5の2及び		（4）測定結果（ppm）	1.0未満	－	1.0未満	－	1.0未満	1.0未満	※1	1.0未満	1.0未満	－	1.0未満	－
第12条の7の2 カ）	ばいじん	（1）排ガスの採取位置	⑥	－	⑥	－	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	－	⑥	－
		（2）排ガスの採取年月日	4月4日	－	6月20日	－	8月2日	9月9日	※1	11月26日	12月10日	－	2月27日	－
	大防法規定	（3）測定結果を得た年月日	4月26日	－	7月4日	－	8月20日	9月24日	※1	12月11日	12月20日	－	3月14日	－
	100mg/m^3N以下	（4）測定結果（mg/m^3N）	16未満	－	15未満	－	16未満	20	※1	21	13	－	20	－
	塩化水素	（1）排ガスの採取位置	⑥	－	⑥	－	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	－	⑥	－
		（2）排ガスの採取年月日	4月4日	－	6月20日	－	8月2日	9月9日	※1	11月26日	12月10日	－	2月27日	－
	廃掃法規定	（3）測定結果を得た年月日	4月26日	－	7月4日	－	8月20日	9月24日	※1	12月11日	12月20日	－	3月14日	－
	700mg/m^3N以下	（4）測定結果（mg/m^3N）	0.6未満	－	14	－	0.6未満	1.3	※1	1.3	0.6未満	－	0.6未満	－
	窒素酸化物	（1）排ガスの採取位置	⑥	－	⑥	－	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	－	⑥	－
		（2）排ガスの採取年月日	4月4日	－	6月20日	－	8月2日	9月9日	※1	11月26日	12月10日	－	2月27日	－
	大防法規定	（3）測定結果を得た年月日	4月26日	－	7月4日	－	8月20日	9月24日	※1	12月11日	12月20日	－	3月14日	－
	480ppm以下	（4）測定結果（ppm）	23	－	47	－	63	24	※1	73	28	－	36	－

※1:対象の設備停止、測定等未実施

補足（セメントの製造工程の例と測定位置に関する説明）

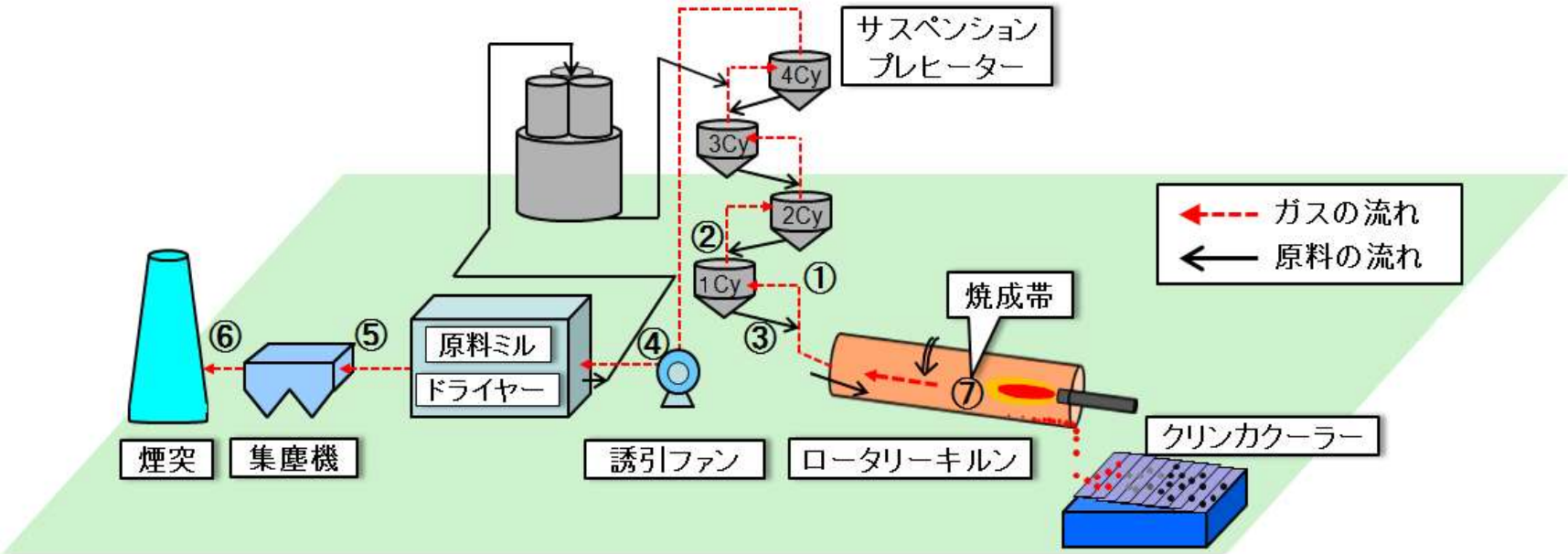

図　セメント製造工程の概略図

1）　燃焼室（ロータリーキルン）中の燃焼ガス温度は①，②または③の温度のうちの一つとしている。
2）　集塵機に流入するガス温度は⑤の温度を云う。　なお，④または⑤のCO濃度は煙突出口のCO濃度とほぼ同程度と推定される。
3）　一酸化炭素（CO）濃度は，④または⑤または⑥のCO濃度のうちの一つとしている※1。なお，④または⑤のCO濃度は煙突出口のCO濃度とほぼ同程度と推定される。
4）　焼成炉中の温度は⑦の温度を云う※2。
5）　ばい煙やダイオキシン類を測定している場所は⑥である。

※1　セメント製造の用に供する焼成炉は，煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素（CO）の濃度を用いることが適当でない特定の種類の焼却施設として環境大臣により定められている（環廃対441・環廃産460）。
この代わりに，3カ月に1回以上の排ガス中のダイオキシン類濃度の測定・記録が義務付けられている（廃掃法施行規則第4条の5第1項第2号ル）。

※2　炉内にはクリンカ粒が多量に浮遊していることから，温度の実測が困難であり，実温度よりも100～200℃低い値となる場合がある。
しかし，製品の性状に問題は無く，また，焼成炉中の温度1000℃以上を確実に立証している。